

セクシュアルマイノリティ支援事業業務委託仕様書

1 業務名

セクシュアルマイノリティ支援事業業務

2 目的

セクシュアルマイノリティ当事者（以下、当事者という。）及びその家族が、性別にかかわらず個性を活かし、安心して生き生きと暮らせる社会をめざすため、セクシュアルマイノリティに関する啓発及び相談等に関する支援事業を実施する。

3 委託期間

契約締結日（令和4年4月1日以降）から令和5年3月31日まで

4 委託業務の内容

（1）相談業務

■電話相談

（ア）実施回数・時間

月1回、15時～20時

（イ）場所

個人情報を遵守できる場所を確保すること。茨木市立男女共生センターローズWAMの利用も可（ローズWAM利用の場合、火曜日は実施不可）。

（ウ）媒体

市が用意する携帯電話を使用すること。携帯電話の契約及び使用にかかる料金は市が負担する。

（エ）従事者

当事者若しくは当事者支援をしている者を1回につき2名以上配置すること。

■ホームページ相談

市ホームページから相談があった場合、随時回答を作成すること。

■その他の業務

相談ごとに相談記録表を作成して、毎月市に報告するとともに、業務が完了したときは、業務完了報告書を作成すること。

（2）コミュニティスペースの運営

（ア）業務内容の詳細

当事者及びその家族や支援者が、気軽に訪問でき、話し合える空間を運営すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンラインでの実施など、従来の運営方法以外の手法についても検討し、その実施について市と協議すること。

（イ）実施回数・時間

月1回、1回につき2時間 ※火曜日を除く。

(ウ) 場所

茨木市男女共生センターローズWAM内

(エ) 従事者

当事者若しくは当事者支援をしている者を1回につき2名以上配置すること。

(オ) 課題等の把握

適宜、参加者アンケートを実施し、満足度や課題を把握するとともに、担当課と改善に向けた検討を行うこと。

(3) 上記(1)(2)の事業に関する宣伝業務

(ア) 業務内容の詳細

- ・事業周知のためのチラシ及びポスターの原稿を作成すること。
- ・自社のホームページやSNS等を活用し、事業の周知を図ること。

(イ) 実施期間

契約締結時～令和5年3月31日まで

(4) 事業所向け啓発業務

■啓発リーフレットの作成

(ア) 業務内容

市内事業所向け啓発リーフレットの企画・作成を行い、市にデータを納品すること。

(イ) リーフレットの仕様

- ・サイズ A4
- ・ページ数 8ページ程度

(ウ) 納品物

- ・CD-ROM(電子データ) 1枚
※PDFデータ及び編集可能なデータ(イラストレーター、フォトショップのデータ等)をそれぞれ納品すること。

(エ) 納入期限 令和4年10月31日

(オ) その他

- ・著作権及び成果品に関する権利は茨木市に帰属するものとする。

■研修の実施

市内事業所の従業員等に対し、アライ(多様な性を理解し、支援する人)を育成するための研修を実施すること(1回90分程度、年間30回まで)。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンラインでの実施など、従来の実施方法以外の手法についても検討し、その実施について市と協議すること。

(5) 市職員向け研修の実施

本市職員を対象とするアライ育成研修を実施すること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンラインでの実施など、従来の実施方法以外の手法についても検討し、その実施について市と協議すること。

- ・対象者：各課から1～2名
- ・回数：1回（120分程度）
- ・場所：茨木市役所又は市の公共施設

5 業者選考方法

- （1）予算額以下の見積者による企画提案競争とする。
- （2）企画提案競争参加業者は、企画提案書を提出するものとする。
- （3）企画提案競争による業者選定方法については、選定会議を組織し、内容審査のうえ選定する。なお、審査基準については、別途定める。